

タイにおける中小企業に対する与信期間の設定について

2021年9月30日

One Asia Lawyers タイ事務所

1 はじめに

2021年5月24日、取引競争委員会より「中小企業が商品販売者またはサービス提供者である場合の与信期間に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」）」が発表されました。本ガイドラインは、取引競争法第57条の下位規範として、中小企業が取引先に提示される不当な与信期間により被り得る不利益を回避し中小企業を保護することを目的に制定され、中小企業と取引を行う全ての事業者に対し、施行開始日である2021年12月16日より適用されます。

2 中小企業とは

本ガイドラインで保護される中小企業は以下の通りとなっています（本ガイドライン第2条）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 200人以下の従業員を雇用する、または年間売上高が5億バーツ以下の製造者(2) 100人以下の従業員を雇用する、または年間売上高が3億バーツ以下のサービス提供者、卸売業者、または小売業者 |
|--|

なお、中小企業は取引先に対し、本ガイドラインが定める中小企業に該当することを従業員数または売上高を証明する書類の提示を以て、証明する必要があります（本ガイドライン第4条2項）。中小企業と取引を行う企業は定期的（契約締結時または更新時など）に当該書類の提出を求め、本ガイドラインが定める中小企業に該当しているかを確認することが好ましいと考えます。

3 本ガイドラインが定める与信期間

中小企業が一般的な商品販売者、商品製造者、サービス提供者である場合、与信期間を45日またはそれ以下に設定しなければなりません。ただし、中小企業が農産物または農産物の加工品（製造工程が複雑でないもの）だけを取り扱う商品販売者、商品製造者、

サービス提供者である場合、与信期間を 30 日以下に設定する必要があります（本ガイドライン第 4 条（1））。

つまり、既に上記より長い与信期間での合意がなされている場合でも、原則として本ガイドラインの施行開始日前までに改定する必要があります。

なお、ビジネス、マーケティング、または経済的な観点から合理的であるとみなされる場合は、上記の与信期間より長く設定することも可能であると規定されています（本ガイドライン第 4 条 2 項）が、例外として認定されるかはケースバイケースで担当官の判断に委ねられると考えます。取引競争委員会に照会したところ、取引先の親会社の規定で与信期間を 60 日に設定しなければならない場合でも、例外としては認められないとの回答を得ています。

4 与信期間の起算日

上述した与信期間の起算日は、中小企業が商品を納品またはサービスを提供し、かつ納品書や請求書等の必要書類を提出した日となります。商品の納品後、請求書が後日発行されるような場合は、請求書の発行日が起算日となります。また、委託販売の場合は中小企業による商品販売日が起算日となります（本ガイドライン第 4 条（2））。

5 違反とみなされ得る行為及び罰則

本ガイドライン第 5 条において、違反とみなされうる行為として以下の行為が挙げられています。

- 商品またはサービスの代金支払時期が、正当な理由なく、本ガイドラインで定めた与信期間より遅れること。
- 正当な理由や 60 日以上前の事前通知なく、契約で定めた与信期間または支払条件を変更すること。
- その他の不当行為。例えば、契約上で与信に関する特別条項を規定し、中小企業に不要な負担を強いること。

本ガイドラインの違反者は、違反を犯した年の売上高の 10%を超えない額の罰金を科される恐れがあります（取引競争法第 82 条）。

以 上

〈注記〉

本内容に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

miho.marsh@oneasia.legal (マーシュ美穂)



[藪本 雄登](#)

One Asia Lawyers タイ事務所代表/メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2010 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。



[藤原 正樹](#)

One Asia Lawyers 大阪オフィス・タイオフィス兼務

知的財産案件を広く扱う法律特許事務所に 13 年間在籍し、知的財産法務、営業秘密を含めた情報関連法務、ソフトウェア法務、WEB サービス関連法務、その他企業法務及び破産管財業務などに従事し、訴訟案件にも数多く対応してきた実績がある。また、著作権の検定問題を複数年にわたり担当し、著作権関連法務も多く取り扱ってきた。2020 年からは個人情報保護法、IT 領域を中心にタイ企業法務に関するリーガルサポートを提供している。



マーシュ美穂

One Asia Lawyers タイオフィス兼務

ネイティブレベルのタイ語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査、労務、コンプライアンス監査、内部通報、相続、その他各種登記業務のサポート

を担当。